

高等学校等就学支援金（国）

- ◎ 家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

【要件】

- 生徒が日本国内に住所を有し、高等学校等に在籍していること。
- 高等学校等を卒業または修了していないこと。
- 高等学校等に在学した期間が通算して、36月（通信制・定時制課程については48月）を超えないこと。
- 保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること。

私立高等学校等授業料支援補助金（大阪府）

- ◎ 高等学校等就学支援金（国）と併せて支給することにより、授業料の保護者負担の実質無償化を実施し、保護者負担を軽減する制度です。

【要件】

- 生徒及びその保護者（親権者全員）が大阪府内に住所を有していること。
- 「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日時点で在学していること。
- 就学支援金を受給していること（保護者等が海外に在住しているため、加算支給の対象にならない場合などは、府制度の支援対象外となります。）
- 保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること。

両制度の所得区分と給付額（平成30年度実績）

道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額（親権者合算）	年収のめやす	1単位当たりの就学支援金（国） (1)	1単位当たりの支援補助金（府） (2)	合計 (1) + (2)	1単位当たりの保護者負担
0円・生活保護・非課税	250万円程度未満	10,032円	0円		
51,300円未満 85,500円未満	350万円程度未満	9,624円	408円	10,032円	0円
154,500円未満 257,500円未満	590万円程度未満	7,218円	2,814円		
304,200円未満 507,000円未満	910万円程度未満	4,812円	0円	4,812円	5,220円
304,200円以上 507,000円以上	910万円以上	0円	0円	0円	10,032円

所得割額欄 上段：市町村民税所得割額（6月まで） 下段：道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（7月以降）

※・支給対象単位数の上限（通算） 74単位

・支給対象単位数の上限（年間） 30単位

（30単位を超えた分の授業料は自己負担となります。）

・支給期間の上限（通算）48月

（支給期間については、登録単位の有無にかかわらず、在学していればカウントします。ただし、

休学の場合は本人の申請により支給期間のカウントを一時停止可能。)

- ・編・転入生のように高等学校等に在学経験のある場合は、前籍校で履修した単位数および支給期間によっては、就学支援金の対象とならない場合があります。

奨学のための給付金について

- ◎ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金が支給される制度です。

【要件】

7月1日時点で、次の①～④の要件をすべて満たしていること

- ① 保護者等（親権者全員）の市町村民税所得割額と府民税所得割額の合算額が非課税もしくは、生活保護（生業扶助）受給世帯であること。
*児童養護施設等から通う生徒は対象外。
- ② 保護者等（親権者全員）が大阪府内に在住していること。（※1・※2）
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学していること。
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。

所得の要件 (平成30年度)	給付金額 (通信制)
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600円
平成30年度市町村民税所得割額と府民税所得割額の合算額が非課税世帯	38,100円

※1 他府県在住の方は、大阪府の給付金制度は対象となりませんが、全国の都道府県において同様の給付金制度が実施されておりますので、お住まいの都道府県庁にお問い合わせください。

※2 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、お問い合わせください。

学び直し支援金

- ◎ 高等学校等を中途退学したものが再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である48月の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う制度です。

【要件】

次の①～⑦のすべての要件を満たす者

- ① 日本国内に住所を有する者。
- ② 高等学校等（修学年限が3年未満の者を除く）を卒業（修了）していない者。
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者。
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者。⇒就学支援金（新制度）対象者
- ⑤ 高等学校等を中途退学したことがある者。
- ⑥ 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者。
- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者。

(所得制限及び加算支給の基準は、就学支援金(新制度)と同じ)

【その他支給対象となる者】

上記③以外の要件を満たし単位制高校に在学する者であって、就学支援金の支給期間は満了していないが、支給上限である74単位に達したため、就学支援金の支給を受けることができなくなった者。

【支給要件の確認及び支給方法】

- ・ 本人の申請の意思及び支給要件の確認は、就学支援金と同様に受給資格認定制度に基づき、私立高等学校等を通じて実施し、大阪府が最終決定(認定)する。
- ・ 学び直し支援金の交付は、就学支援金と同様に、設置者が交付申請などの手続きを行い、代理受給者として学び直し支援金の交付を受け、授業料債権に充当する。

奨学金・教育ローン

- 大阪府育英会
高等学校等に在学し、向上心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的とした制度です。
- 日本学生支援機構(大学等進学前の予約)
経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度です。
奨学金には、「貸与型」の奨学金と「給付型」の奨学金があります。
- 日本政策金融公庫
本校に入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。
- オリコ
高校・大学・専門学校などと提携した教育ローンです。入学金や授業料、教材費などの学納金を保護者に代わってオリコが学校へ支払い、保護者は分割払いでオリコに返済する制度です。
- 各自治体の奨学金など
各自お住まいの自治体へお問い合わせください。